

平成24年第2回  
西多摩衛生組合議会定例会会議録

平成24年11月28日

西多摩衛生組合議会



# 平成24年第2回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 平成24年11月28日(水)午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合会議室

3 出席者 正副管理者

管 理 者	並木 心	副管理者	竹内 俊夫
副管理者	加藤 育男	副管理者	石塚 幸右衛門

会計管理者	小林 健朗
監査委員	田村 桂一

出席議員

1 番 尾作 武夫	2 番 石川 修	3 番 小川 龍美
4 番 榎澤 誠	5 番 鴻井 伸二	6 番 山崎 勝
7 番 水野 義裕	8 番 門間 淑子	9 番 川崎 明夫
10 番 杉山 行男	11 番 清水 義朋	12 番 堀 雄一郎

欠席議員

な し

西多摩衛生組合

事 務 局 長	加藤 秀樹	参 事	島田 善道
総 務 課 長	岩田 守由	業 務 課 長	松澤 昭治
施 設 課 長	石川 良仁		

構成市町職員

青梅市環境経済部長	水村 和朗	羽村市産業環境部長	竹田 佳弘
福生市生活環境部長	野島 保代	瑞穂町住民部長	田辺 健



## 平成 2 4 年 第 2 回 西 多 摩 衛 生 組 合 議 会 定 例 会 日 程

平成 24 年 11 月 28 日 (水)

午後 1 時 30 分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 認定第 1 号

平成 23 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定について

日程第 4 承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

(東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について)

日程第 5 承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

(東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について)

日程第 6 議案第 5 号

平成 24 年度西多摩衛生組合補正予算 (第 1 号)

日程第 7 議案第 6 号

平成 24 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について



午後1時30分 開会

議長（杉山行男） 本日は平成24年第2回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申し上げましたところ、公私ともに大変お忙しい中、全員のご出席を賜りました。まことにありがとうございます。

現在、議員数12名、出席議員12名。よって、定数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより平成24年第2回西多摩衛生組合議会定例会を開会いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。並木心管理者。

管理者（並木 心） 皆さまこんにちは。議長のお許しをいただきまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成24年第2回西多摩衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず全員の議員の皆さま方にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、日頃より、当組合の運営につきましては、深いご理解とご協力を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げます。

さて、現在の組合事務事業の状況でございますが、構成市町からのごみ搬入量につきましては、平成24年10月末現在で、約3万8,500トンの可燃ごみが搬入されております。

これは、前年度同時期までの構成市町ごみ搬入量と比較いたしますと、約270トン、0.7%の微減となっており、平成24年度末では、6万4,000トン程度の可燃ごみが搬入されるのではないかと見込んでおります。

また、既に御承知のとおり、本年6月11日からは、東京都市長会・町村長会ならびに構成市町の意思決定のもと、東京都が策定いたしました災害廃棄物受入処理事業スキームに参加し、宮城県女川町の災害廃棄物の受入れを開始しております。

当組合におきます平成24年10月末現在までの搬入合計は614トンと、当初の予定から半減しておりますが、継続的に災害廃棄物の受入処理を行うことにより、微力ながら被災地の早期復興に貢献できるものと考えております。

次に、フレッシュランド西多摩の運営状況であります。今年度の浴場施設利用者数につきましては、これも平成24年10月末現在で、約7万2,800人となっており、1日平均で申し上げますと、409人の方々のご利用いただいております。

これは、前年度同期までの浴場施設利用者数と比較いたしますと、約1,700人、2.4%の増加となっております。

フレッシュランド西多摩につきましては、地域交流の拠点として、また、地域住民の憩いの場として、今後とも多くの皆様にご利用いただけますよう、地域の皆様のご要望等を取り入れながら、さらなるサービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、今次定例会には、決算認定案件1件、専決処分の承認案件2件、補正予算案1件、分賦金の変更案1件、合わせて5件の議案をご提案申し上げます。

いずれも、重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご認定、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（杉山行男） 以上で管理者の発言は終わりました。

これより議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元にご配付いたしましたとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。  
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、議会会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

7番 水野 義裕 議員

8番 門間 淑子 議員

以上、2名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、事務局長より報告いたします。加藤事務局長。

事務局長（加藤秀樹） それでは、諸報告をさせていただきます。

まず初めに、本定例会の招集通知につきましては、平成24年11月21日付け、西衛発第594号をもちまして、管理者より議長あてに、平成24年第2回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨通知があり、これを受理してございます。

次に、本定例会の日程でございますが、既にお手元にご配付しておりますとおりの議事日程の順序により進めることとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、会期でございますが、提出案件の件数、また、その内容等を考慮いたしまして、本日1日限りとしてお諮りすることとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事運営でございますが、一括議題につきましては日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について）及び日程第5、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について）の2件、並びに日程第6、議案第5号、平成24年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）と、日程第7、議案第6号、平成24年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての2件につきましては、関連がございますので、一括してご審議を願うこととさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本定例会における議事説明員として、正副管理者、会計管理者及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことを、ご報告申し上げます。

なお、副管理者であります青梅市長でございますが、所用により30分程度遅参するとの通告がありましたので、併せてご報告いたします。

以上です。

議長（杉山行男） 以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告をいたしましたとおり進めますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次定例会の会期については、11月28日、1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（杉山行男） ご異議なしと認めます。よって、会期については本日1日限りとすることに決定いたしました。

これより議案審議に入りますが、議会会議規則により質疑は同一議員につき同一議案について3回までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。



それでは、日程第3、認定第1号、平成23年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

管理者（並木 心） ただいま議題となりました認定第1号、平成23年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件につきましてご説明申し上げます。

平成23年度のごみ搬入量につきましては、実績を申し上げますと、構成市町からのごみ搬入量は約6万4,300トンで、平成22年度と比較いたしますと1.0%、約700トンの微増となっております。

なお、平成23年度の前年度に当たる平成22年度におきましては、稲城市・狛江市・府中市・国立市の可燃ごみを共同処理している多摩川衛生組合で発生しました施設故障に伴い、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づく広域支援を実施しております。

このため、広域支援分を含めた前年度比較では約1,600トン、約2.4%の減量となっております。

環境センターの施設維持整備事業につきましては、平成23年度におきましても、平成22年度から開始した工事縮小化計画に基づき、基礎的工事を見直し、これまでの施設維持水準を保ちながら、経常的経費の節減に努めたところであります。

また、平成23年度は東日本大震災の影響に伴い、電気事業法に基づく電力使用制限が行われたところでありますが、施設の運転管理や電力会社との契約方法等を見直したことにより、大幅な電気料金の削減を果たしております。

次に、フレッシュランド西多摩の運営状況であります。平成23年10月に、おかげをもちまして、開設10周年を迎えることができました。

浴場施設利用者数につきましては、約13万1,700人の方々にご利用をいただき、前年度と比較しますと、約1万400人、8.6%増加しており、地域の皆様の憩いの場として、幅広い年齢層の方々に親しまれる施設となっております。

このような状況を踏まえまして、決算の内容であります。歳入におきましては収入済額の27億47万527円で、このうち約94%が構成市町からの分賦金収入となっております。

歳出の支出済額といたしましては、25億8,591万642円で、予算に対する執行率は約96%となっております。

歳入から歳出を差し引いた後の残額1億1,455万9,885円は、翌年度への繰越しとなっております。

以上が、決算の概要であります。平成23年度に計画いたしました事務事業につきましては、所期の目的を達成したものと考えております。

なお、決算の詳しい内容につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（杉山行男） 石川施設課長。

施設課長（石川良仁） それでは、認定第1号、平成23年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の詳細につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の決算書をご覧くださいと存じます。

決算書の構成でございますが、2ページ、3ページが歳入歳出決算の総括表で、4ページから7ページにわたりましては歳入歳出決算の内容となっております。9ページ以降につきましては、事項別明細書となっております。

恐れ入ります。決算書の2ページ、3ページをお開き願います。

歳入歳出決算の総括表でございます。

歳入は、第1款分賦金から第5款諸収入までの構成となっております。予算現額26億9,700万円に対しまして調定額、収入済額ともに27億47万527円でございます。不能欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出でございますが、第1款議会費から第6款予備費までの構成となっております。予算現額26億9,700万円に対しまして支出済額25億8,591万642円、不用額は1億1,108万9,358円でございます。なお、不用額の主なものは、じん芥処理費における工事請負契約での契約差金と公害防止用薬品の購入量の減、また節電対策によります電気料の削減によるものでございます。

以上が決算の総括でございます。

続きまして、決算内容の詳細につきましても説明いたします。決算内容の詳細につきましては、9ページ以降の事項別明細書でご説明をさせていただきます。

恐れ入ります。決算書の10、11ページをお開き願います。

歳入におけます事項別明細書でございます。第1款分賦金でございます。第1款分賦金につきましては、収入済額25億3,631万2,000円で、これは3市1町からの分賦金でございます。歳入総額の93.92%を占めております。

また、構成市町別の金額につきましては備考欄のとおりで、割合で見ますと、青梅市が47.98%、福生市20.45%、羽村市19.65%、瑞穂町11.92%となっております。

次に、第2款使用料及び手数料につきましては、収入済額5,660万1,315円で、歳入総額の2.10%となっております。

主なものといしましては、フレッシュランド西多摩における浴場施設使用料4,922万1,090円、多目的施設使用料157万8,750円、余熱利用施設行政財産使用料483万2,418円でございます。

続きまして、第3款財産収入でございますが、収入済額25万円で、これは構内整備用のフォークリフトを売却したことによるもので、歳入総額の0.01%となっております。

12、13ページをお開き願います。

第4款繰越金につきましては、収入済額1億217万9,926円で、これは平成22年度からの繰越金で、歳入総額の3.78%となっております。

次に、第5款諸収入につきましては、収入済額512万7,286円で、歳入総額の0.19%となっております。

内訳といしましては、第1項預金利子、これは歳計現金の運用による預金利子収入でございまして、収入済額24万2,661円、第2項1目弁償金は、フレッシュランド西多摩のロッカーキー紛失時の実費弁償分2件分で、収入済額4,000円でございます。

続きまして、第2項2目雑入は収入済額488万625円で、主なものはフレッシュランド西多摩における食堂施設の光熱水費や自動販売機の電気料を含む余熱利用施設光熱水費等279万321円でございます。

また、備考欄にございます廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金の26万7,750円は、放射性物質汚染対処特措法により義務付けられました事故由来の放射性物質の測定に対し生じた経費の一部につきまして、環境省からの補助金としての収入によるものでございます。

以上、歳入につきましては、予算現額26億9,700万円に対しまして調定額、収入済額ともに27億47万527円でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

恐れ入ります。14、15ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書でございます。第1款議会費でございます。第1款議会費につきましては、支出

済額 129 万 8,173 円、予算現額に対しまして執行率 77.55%、不用額は 37 万 5,827 円でございます。

主なものといたしましては、1 節報酬の 96 万 3,387 円でございます。

次に、第 2 款事務所費でございます。第 2 款事務所費につきましては、支出済額 1 億 5,653 万 3,615 円、予算現額に対しまして執行率 98.39%、不用額は 256 万 6,385 円でございます。

主なものといたしましては、2 節から 4 節までの人件費と、19 節負担金・補助及び交付金でございます。

2 節給料は支出済額 3,521 万 4,900 円で、特別職 4 名及び一般職職員 8 名分の給料でございます。

恐れ入ります。16、17 ページをお開き願います。

3 節職員手当等でございますが、支出済額 4,010 万 4,218 円で、これは職員退職手当組合負担金を含む一般職職員の諸手当でございます。

続きまして、4 節共済費は支出済額 1,181 万 192 円で、主なものは職員共済組合負担金でございます。

恐れ入ります。18、19 ページをお開き願います。

11 節需用費でございますが、支出済額は 573 万 6,857 円で、主なものは事務用品等を購入した消耗品費 184 万 8,272 円と、例規集や災害廃棄物受け入れに伴う広報用資料の印刷製本費 296 万 5,110 円でございます。

次に、13 節委託料でございます。13 節委託料は支出済額 423 万 676 円で、主なものは環境センターの床ワックス掛けや、ガラス清掃の庁舎清掃委託料 110 万 2,500 円でございます。

続きまして、14 節使用料及び賃借料でございますが、支出済額は 627 万 3,981 円で、組合予算の執行管理を行う財務会計システム使用料 114 万 5,088 円と、職員の履歴等の管理及び給与計算等に使用する人事給与管理システム使用料 114 万 7,860 円、恐れ入ります。20、21 ページをお開き願います。

パソコン及びコピー機等の事務機器使用料 269 万 3,502 円が主なものとなっております。

続きまして、19 節負担金・補助及び交付金でございますが、支出済額は 4,970 万 4,500 円で、主なものといたしましては、地元負担金 4,800 万円と地域環境対策協議会助成金 100 万円でございます。

地元負担金につきましては、羽村市・瑞穂町へ組合周辺の環境対策費としての支出でございまして、地域環境対策協議会助成金は、組合周辺住民で構成する環境対策協議会への支出でございます。

次に、第 3 款じん芥処理費でございます。第 3 款じん芥処理費につきましては、支出済額 9 億 9,278 万 9,656 円、予算現額に対しまして執行率 90.99%、不用額は 9,828 万 5,344 円でございます。

主なものといたしましては、11 節需用費、13 節委託料と 15 節工事請負費でございます。

恐れ入ります。22、23 ページをお開き願います。

11 節需用費でございますが、11 節需用費は支出済額 2 億 1,485 万 8,241 円で、公害防止用に用います活性炭、消石灰などの薬品類を購入した消耗品費 9,617 万 9,052 円と、施設稼働に要する光熱水費 9,533 万 7,007 円が主なものでございます。需用費の主な不用額は、公害防止用薬品の購入量の減、また節電対策によります電気料の削減によるものでございます。

次に、13 節委託料でございますが、13 節委託料は支出済額 2 億 5,500 万 2,094 円で、施設稼働に伴う環境調査委託料 1,770 万 3,000 円、24、25 ページに移りまして、エコセメントの原材料となる飛灰を二ツ塚の東京多摩エコセメント化施設へ運搬する飛灰搬出運搬業務委託料 1,530 万 568 円、施設運転管理の一部を民間委託いたしましたごみ焼却業務委託料 1 億 2,600 万円、法令等により実施義務のある電気設備点検委託料 1,293 万 3,900 円、プラントにかかるコンピュータ機器等の保守点検業務である中央監視設備保守点検委託料 1,155 万円が主なものでございます。委託料における不用額は、契約差金によるものでございます。

恐れ入ります。26、27 ページをお開き願います。

15 節工事請負費でございます。15 節工事請負費は支出済額 3 億 3,341 万 1,750 円で、毎年実施しております施設維持整備工事 3 億 1,056 万 7,950 円が主な内容でございます。工事請負費の不用額は、工事請負契約に伴う契約差金と、緊急修繕工事が少なかったことによるものでございます。

次に、第 4 款余熱利用施設事業費でございます。第 4 款余熱利用施設事業費につきましては、支出済額 1 億 5,063 万 8,520 円、予算現額に対しまして執行率 94.91%、不用額は 807 万 2,480 円でございます。

主なものとしたしましては、11 節需用費、13 節委託料でございます。

28、29 ページをお開き願います。

11 節需用費でございますが、11 節需用費は支出済額 4,501 万 4,835 円で、浴場施設運営に要する上下水道料等の光熱水費 3,112 万 9,563 円が主なものでございます。需用費の主な不用額は、光熱水費にあたる電気、上下水道の使用量の削減によるものでございます。

次に、13 節委託料でございます。13 節委託料は支出済額 8,688 万 6,980 円で、主なものはフレッシュランド西多摩全体の運営に係わる余熱利用施設運営業務委託料 6,130 万 5,300 円と、入浴設備の衛生管理と保守点検業務を委託いたしました浴槽循環設備点検整備委託料 1,056 万 1,761 円が主なものでございます。委託料の不用額は、契約差金によるものでございます。

恐れ入ります。30、31 ページをお開き願います。

続きまして、14 節使用料及び賃借料は支出済額 279 万 9,675 円で、主なものはサウナマット賃借料 262 万 4,160 円でございます。

次の 15 節工事請負費は支出済額 250 万 9,500 円で、施設の経年劣化に伴うサウナ室の改修工事を実施したことによるものでございます。

恐れ入ります。32、33 ページをお開き願います。

第 5 款公債費でございます。第 5 款公債費につきましては、支出済額 12 億 8,465 万 678 円、予算現額に対しまして執行率 99.99%、不用額は 2,322 円でございます。

1 目元金は支出済額 12 億 4,256 万 1,462 円で、主なものとしたしましては、平成 8 年度から平成 9 年度にかけて借入れたごみ処理施設整備事業費 11 億 5,775 万 3,755 円でございます。

2 目利子は 4,208 万 9,216 円で、元金と同様、ごみ処理施設整備事業費 2,966 万 1,850 円が主なものでございます。

第 6 款予備費の支出はございません。

以上、歳出につきましては、予算現額 26 億 9,700 万円に対しまして支出済額 25 億 8,591 万 642 円、不用額 1 億 1,108 万 9,358 円、執行率 95.88%でございます。

恐れ入ります。35 ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額 27 億 47 万円、歳出総額 25 億 8,591 万 1,000 円、歳入歳出差引額 1 億 1,455 万 9,000 円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は 1 億 1,455 万 9,000 円でございます。

36、37 ページをお開き願います。

財産に関する調書でございますが、平成 23 年度につきましては、土地・建物ともに決算年度中の増減はございません。

続きまして、38 ページをお開き願います。

取得価格 50 万円以上の物品に関する調書でございます。23 年度におきましては、フォークリフトを

年度中に売却したことによる車両類の1台減と、余熱利用施設のプラズマテレビを50万円未満の地デジ対応の液晶テレビに買い変えたことによる台数の1台減となっております。

以上で、認定第1号、平成23年度歳入歳出決算の細部の説明とさせていただきます。

以上でございます。

議長（杉山行男） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から監査結果の報告を求めます。田村桂一監査委員。

監査委員（田村桂一） それでは、ご指名をいただきましたので、平成23年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査についてご報告をいたします。

平成23年度西多摩衛生組合歳入歳出決算に関する審査につきましては、去る平成24年10月5日、午後1時30分から組合会議室におきまして、尾作監査委員とともに管理者・会計管理者等関係職員の出席を求め、決算審査を実施いたしました。

審査の結果、別紙審査意見書を送付いたしておりますことをあらかじめご報告申し上げます。

決算の審査に当たりましては、管理者から提出されました決算書類等が地方自治法等の関係法令に準拠して作成されているか、また計数等に誤りはないか等を確認するとともに、予算の執行が関係法令に基づいて適正かつ効率的に運営されているか等につきまして、それぞれ関係諸帳簿、証書類との照合を主眼に置き、実施いたしましたところでございます。

その結果、審査に付されました決算は、地方自治法その他の関係法令に準拠して作成されており、決算の計数についても関係諸帳簿と照合の結果、誤りはなく、証書類の保管も適正であるということを確認いたしました。

そのようなことを踏まえましての審査意見でございますが、平成23年度の組合事務事業につきましては、ごみ処理状況、余熱利用施設利用状況等を確認した結果、限られた予算の中で着実に事務事業が実施され、効率的な行政運営に努められたことを確認いたしましたところでございます。

今後の事務事業の遂行についても、同様な姿勢を維持していくことを望むものであります。

また、財政運営におきましては、フレッシュランド西多摩の集客率向上を図るイベント開催の成果や、環境センター稼動に伴う維持管理経費の更なる削減に向けた積極的な取り組みについて評価をいたすところでございます。

今後の組合運営につきましても、公明、公正な事務事業を執行するとともに、より一層の効率的な財政運営による経費の削減に努め、地域住民の負託に応えることを希望いたします。

なお、今般の監査事務については、多岐にわたる対応が求められておりますことから、今後の監査の質向上のため、例月出納検査の充実はもとより、監査事務全般の更なる改善を検討していくこととし、審査意見といたしました。

以上、平成23年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査についての報告とさせていただきます。

議長（杉山行男） 以上で監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

ご意見ありましたら、ありませんか。12番堀雄一朗議員。

12番（堀 雄一朗） それでは、質問させていただきます。

決算書の29ページで、下の方に委託料の中でございますが、各種イベント開催委託料の説明がございました。事務報告書も拝見したんですけれども、また、先ほどの監査意見にもありましたが、各種イベントの開催によって余熱利用施設の方が、利用者が大変伸びたということ、報告がありました。どうも事務報告書の107ページの中で、ヨーガの参加者が特にふえているように見えたんですけれども、これ

のふえた理由というか、どういう点に力を入れられたのかとか、そういったことをちょっと教えていただきたいなと思います。

それと、もう 1 点なんですけれども、監査意見の最後に今報告がございましたが、「なお、今般の監査事務については、」ここまでの流れの中で監査意見はおおむねこのフレッシュランドの集客率を向上を含め、おおむね内容的には監査認められるものであるということに加えて、「今般の監査事務については、多岐にわたる対応が求められていることから、今後は監査の質向上のため、例月出納検査の充実はもとより、監査事務全般の更なる改善を検討していきます。」というようなことが書いてございます。これの更なる改善というのはどんなことを計画されているというか、どのようにお考えのお話なのかを今後のためにお聞きしておきたいと思います。2点お願いいたします。

議長（杉山行男） 石川施設課長。

施設課長（石川良仁） それでは、私から 1 点目のイベント内容及び集客の取り組みについてのご質問について、お答えをさせていただきます。

まず、平成 23 年度に実施いたしましたイベントにつきましては、事務報告書にありますとおり、体育館を利用するのヨガ教室を 51 回、フラダンス教室を 53 回実施しております。これに加えまして 23 年度は開設 10 周年に当たりましたことから、開設 10 周年記念事業といたしまして、フリーマーケットの開催に伴う大道芸人の披露及びフェイシャルマッサージ等のイベントを実施させていただきました。

これに加えまして、フレッシュランド西多摩が還元施設としての役割を担っていることから市民参加型の生け花展やちぎり絵教室、うどん打ち教室等を実施させていただきました。このイベントを通じまして施設のアピールをさせていただいたところでございます。これによりまして、近隣の方々の固定客の増加につながったものと考えております。

以上でございます。

議長（杉山行男） 田村監査委員。

監査委員（田村桂一） それでは、ご質問にありました多岐にわたる対応ということなんですけど、最近監査に対して注目が集まっているということから行政、中央官庁等との研修会等でも非常に監査に力を入れるようにというような、我々への指導もございまして、現状、例月出納検査、これまで数カ月経った時点で数カ月をまとめてみるというような対応をしておりましたので、今後はこれを 3 カ月おきに見て、タイムリーに監査をしていこうということを、今検討しております。

また、私も今回で二度目の監査ということで、今までの監査の引き継ぎの上で、今までの監査とまた異なる必要性を見つけたならば、追加で監査の作業を改善していきたいというふうに考えておりますので、それに対して今後、もしかすると監査のやり方等が変わるかもしれませんので、それについて検討していくということで、ご報告させていただいているということでございます。

議長（杉山行男） 12 番堀議員。

12 番（堀 雄一郎） ありがとうございます。では、各種イベントの開催によって、いろいろな方がこちらにお見えになったのだと思うのですけれども、固定客の増につながったと考えられているということですが、やはりイベントをこちらで開催することで、フレッシュランドを利用して、フレッシュランドのこのイベントっていうのは、中に入って基本やるイベントを中心にやられていたのですか。それとも周辺の外でやったりとか、あるいは、集会施設等、いろいろ活用された部分もあるかと思うのですけれども、その辺については、すみません、ちょっと実際に見にきてませんので、申しわけないのですが、確認させていただきたいと思います。

議長（杉山行男） 石川施設課長。

施設課長（石川良仁） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、イベントの具体的な内容でございますが、ヨガ教室及びフラダンス教室につきましては、体育館の閑散時間を利用いたしまして、教室を開催させていただきました。また、10周年記念事業で開催させていただきましたフリーマーケットにつきましては、フレッシュランドの敷地を利用して、施設内をご利用なさらない方でも自由に参加できるイベントを実施させていただいております。

また、ちぎり絵教室及びうどん教室等につきましては、集会施設を利用いたしまして、教材費を募りまして自由参加型のイベント教室を実施させていただきました。

以上でございます。

議長（杉山行男） 12番堀議員。

12番（堀 雄一郎） わかりました。では、いろいろな、さまざまなイベントのその積み重ねが集客アップにつながったというふうにお聞きしましたので、そういうことなのかなと理解することにさせていただきます。大変増えているという点では本当に、その数字の伸びはすごいあれだなというふうには思っていて、監査の意見とおりだと思いましたので確認させていただきました。

また、監査委員さんからの今後の取り組みについてのお話もお聞きしましたので、理解いたしました。これからもよろしくをお願いします。

議長（杉山行男） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（杉山行男） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

これより認定第1号、平成23年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件をお諮りいたします。

認定第1号の件を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（杉山行男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり認定することに決定いたしました。

暫時休憩をします。

午後2時10分 休憩

午後2時11分 再開

議長（杉山行男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

日程第4、承認第2号及び日程第5、承認第3号の2件につきましては関連がございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（杉山行男） ご異議なしと認めます。よって、日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について、及び日程第5、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての2件を、一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

管理者（並木 心） ただいま、専決処分の承認を求めることにつきまして、一括議題となりました承認第2号、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員

会共同設置規約の変更について、並びに承認第3号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更につきましての2件につきまして、ご説明申し上げます。

本案2件は、平成24年5月1日に稲城・府中墓苑組合が設立されたことに伴い、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体並びに東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体に、新たに稲城・府中墓苑組合を加える必要が生じたことから、地方自治法に基づき、規約の変更についての議決依頼がまいったものでありますが、提出期限等の時間的制約により、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をさせていただいたもので、同法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。

まず、東京都市町村公平委員会共同設置規約の改正内容ですが、お手元に配付しております承認第2号附属資料、新旧対照表をご覧ください。

委員の罷免等を規定する第12条第1項中「法第9条第6項」を「法第9条の2第6項」に改めております。これは、地方公務員法の改正により、同法の引用条項に変更が生じたことによるものであります。

次に、公平委員会を共同設置する市町村及び一部事務組合を掲げている別表に、「稲城・府中墓苑組合」を加えるものであります。

附則として、「この規約は東京都知事へ届出の日から施行し、平成24年5月1日から適用する。」としております。

続きまして、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の改正内容ですが、お手元に配付しております承認第3号附属資料、新旧対照表をご覧ください。

組織団体を掲げている別表第1、及び裏面をご覧ください。組合議員選挙区ごとの議員定数を定める別表第2の第2区内に、それぞれ「稲城・府中墓苑組合」を加えるものであります。

附則として、「この規約は東京都知事の許可のあった日から施行する。」としております。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

以上です。

議長（杉山行男） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（杉山行男） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

ただいま一括議題といたしました議案のうち、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についての件について、お諮りいたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（杉山行男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

次に、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件をお諮りいたします。

本案については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（杉山行男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。



お諮りいたします。

日程第6、議案第5号及び日程第7、議案第6号の2件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(杉山行男) ご異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第5号、平成24年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)及び日程第7、議案第6号、平成24年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての2件を一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

管理者(並木 心) ただいま一括議題となりました議案第5号、平成24年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)及び議案第6号、平成24年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての2件についてご説明申し上げます。

まず、議案第5号、補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ4,100万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を19億1,600万円に変更しようとするものでございます。

補正予算の主な内容につきましては、歳入では前年度決算に基づきます繰越金の確定額を計上するとともに、諸収入では東京電力株式会社による賠償金及び宮城県女川町の災害廃棄物受入れに係る「災害廃棄物処理委託受託金」を計上するほか、国庫補助金として、環境省による廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金を計上させていただいております。

歳出につきましては、人件費を精査したほか、じん介処理費の委託料及び工事請負費において、契約実績に基づきます経費の減額を行っております。

次に、議案第6号、平成24年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、ただいまご説明申し上げました補正予算(第1号)に基づき分賦金の総額を1億6,888万4,000円減額いたしまして、17億2,059万5,000円に変更しようとするものであります。

なお、議案第5号及び第6号の詳細につきましては事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議長(杉山行男) 岩田総務課長。

総務課長(岩田守由) それでは、議案第5号、平成24年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)及び議案第6号、平成24年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更の詳細につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、議案第5号、平成24年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入ります。補正予算書の1ページをお開き願います。

まず、総則でございます。第1条第1項は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ4,100万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を19億1,600万円と定めようとするものでございます。

第2項は、補正後の歳入歳出予算の総額は「第1表 歳入歳出予算補正」によると定めようとするものでございます。

恐れ入ります。2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますが、第1款分賦金は、1億6,888万4,000

円減額いたしまして17億2,059万5,000円と定めようとするものでございます。

第3款繰越金は、1億455万9,000円増額いたしまして1億1,455万9,000円と定めようとするものでございます。

第4款諸収入は、2,205万9,000円増額いたしまして2,621万5,000円と定めようとするものでございます。

次に第5款国庫支出金につきましては、新規計上でございます、126万6,000円と定めようとするものでございます。

以上、歳入合計は、4,100万円減額をいたしまして19億1,600万円と定めようとするものでございます。

次に、歳出でございますが、第2款事務所費は、144万7,000円増額いたしまして、1億5,854万9,000円と定めようとするものでございます。

第3款じん芥処理費は、4,174万8,000円減額いたしまして、10億2,958万円と定めようとするものでございます。

第6款予備費は、69万9,000円減額いたしまして、211万2,000円と定めようとするものでございます。

以上、歳出合計は4,100万円減額いたしまして19億1,600万円と定めようとするものでございます。

恐れ入ります。4ページ、5ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

5ページをご覧いただきまして、歳入でございます。第1款分賦金は、1億6,888万4,000円減額いたしまして17億2,059万5,000円でございますが、詳細につきましては後ほどご説明をいたしますので、ここでは省略をさせていただきます。

第3款繰越金は、1億455万9,000円増額いたしまして1億1,455万9,000円でございます。これは平成23年度からの繰越金でございます。

第4款1項預金利子は、13万5,000円増額いたしまして13万6,000円でございます。これは歳計現金の運用による預金利子収入でございます。

6ページをお開き願います。

第4款2項1目弁償金は、70万9,000円増額いたしまして71万円でございます。これは平成23年3月11日に発生いたしました福島第一及び第二原子力発電所の事故によります損害賠償を東京電力株式会社へ請求したものでございます。

第4款2項2目雑入は、2,121万5,000円増額いたしまして2,536万9,000円でございます。これは被災地の復旧・復興に支援協力するため、構成市町的意思決定のもと東京都の事業スキームに参加をいたしまして、本年6月から災害廃棄物の受入れを開始したことによります災害廃棄物処理委託受託金でございます。

なお、この2,121万5,000円の内訳でございますが、公益財団法人東京都環境公社との契約では年間の搬入予定量が3,100トン以内となっております、現時点においてはまだ5カ月分の実績しかございませんので、実際の年間搬入量の予測は難しい状況でございます。そこで、ここでは6月から9月分の実績量と10、11月分の搬入予定量を見込みました受託金を歳入として計上させていただきました。

第5款国庫支出金につきましては、新規計上の126万6,000円でございます。これは、放射性物質汚染対処特措法に基づきまして、補助対象となった測定費用が支給されず廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金でございます。

以上、補正額合計 4,100 万円を減額いたしまして、歳入の合計額は 19 億 1,600 万円でございます。  
次に、7 ページをご覧ください、歳出でございます。

第 2 款事務所費は、1 目一般管理費で 144 万 7,000 円増額いたしまして 1 億 5,854 万 9,000 円でございます。

内容といたしましては、第 2 節給料におきましては、配置職員の昇任に伴い増額補正をしております。  
第 3 節職員手当等におきまして、地域手当及び退職手当組合負担率の改定に伴いまして減額補正をしております。

第 4 節共済費におきましては、共済組合負担金料率の上昇と地方公務員災害補償基金負担金の東日本大震災に伴います特別負担金の発生に伴い増額となっております。

次に、第 11 節需用費は 27 万 8,000 円の増額でございます。これは、災害廃棄物処理に伴います住民説明会に対応するため、資料作成に係る印刷製本費を増額補正したものでございます。

第 19 節負担金、補助及び交付金は 30 万円の増額でございます。これは、災害廃棄物受入処理に際しまして、周辺住民を対象とした被災現地視察及び報告会の実施のため調査、研究費用として平成 24 年度に限り地域環境対策協議会助成金を増額補正したものでございます。

恐れ入ります。8、9 ページをお開き願います。

第 3 款じん芥処理費は、4,174 万 8,000 円減額いたしまして 10 億 2,958 万円でございます。

主な内容といたしましては、第 2 節給料と第 3 節職員手当等におきまして、前年度の給料表の改定に伴う不用額と、事務所費で説明をいたしました地域手当及び退職手当組合負担率の改定に伴う減額分を補正をしております。

第 4 節共済費におきましても事務所費と同様で、共済組合負担金料率の上昇に伴い増額となっております。

第 13 節委託料 244 万 4,000 円の減額は、契約差金によるものでございます。

次に、9 ページをご覧ください。

第 15 節工事請負費 3,499 万 6,000 円の減額でございますが、内容といたしましては、施設維持整備工事の第 3 者機関による設計額の精査及び契約差金による減額分と、省エネルギー対策工事として照明器具交換工事を新規計上させていただいた増額分を相殺したものでございます。

恐れ入ります。10、11 ページをお開き願います。

第 6 款予備費でございます。予備費は 69 万 9,000 円減額いたしまして 211 万 2,000 円でございます。

以上、補正額合計 4,100 万円減額をいたしまして、歳出の合計額は 19 億 1,600 万円でございます。

関係資料といたしまして、11 ページは給与費明細書でございます。

以上で、平成 24 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 6 号、平成 24 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります。議案第 6 号附属資料をご覧ください。

平成 24 年度補正予算の分賦金算出根拠となります組合市町の人口とごみ搬入量につきましてご説明申し上げます。基礎数値といたしまして、表の 2 人口割合比較で、組合市町の人口は平成 24 年 10 月 1 日現在の人口を採用いたしまして、全体で 2,200 人減少し、28 万 9,041 人で確定させていただきました。

組合市町別では、青梅市は 1,123 人の減少で 13 万 8,737 人、負担割合は 48.00%。福生市は 524 人の減少で 5 万 9,169 人、20.47%。羽村市は 321 人の減少で 5 万 7,268 人、19.81%。瑞穂町は 232 人の減少で 3 万 3,867 人、11.72%となっております。

次に、表3ごみ搬入割合比較でございますが、組合市町別では、青梅市は1,300トン増の3万1,000トンで、負担割合は48%。福生市は300トン増の1万2,400トンで、20%。羽村市は500トン増の1万2,200トンで、19%。瑞穂町は600トン増の8,400トンで、13%。合計で、2,700トン増の6万4,000トンを見込んでおります。

このような状況を踏まえまして、表の1分賦金比較につきましてご説明申し上げます。組合市町の分賦金につきましては、人口割合、ごみ搬入割合の基礎数値の変化と各予算項目の補正に基づき積算をいたしております。

この積算結果から、平成23年度繰越金を差し引いたものが24年度補正後の分賦金でございます。組合市町別では、青梅市は8,419万7,000円減額となりまして8億1,230万5,000円、福生市は3,882万9,000円減額となりまして3億4,853万4,000円、羽村市は3,380万3,000円減額となりまして3億2,899万円、瑞穂町は1,205万5,000円減額となりまして2億3,076万6,000円となります。分賦金の補正額合計1億6,888万4,000円を減額いたしまして、分賦金は17億2,059万5,000円でございます。

以上で、平成24年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)と、平成24年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての説明とさせていただきます。

説明は以上でございます。

議長(杉山行男) 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。ご意見等ございませんか。7番水野議員。

7番(水野義裕) 9ページ工事請負費の説明で、施設維持整備工事の説明、第三者機関による成果と差金というような説明があったんですが、差金の方が幾らか。それから、第三者機関による成果というのは何で、その効果額は幾らだったのかを教えてください。

議長(杉山行男) 松澤課長。

業務課長(松澤昭治) ただいまの第三者機関による成果がどのくらいだったかというようなご質問でございますが、実は平成15年からですが、設備保全管理技術支援業務委託というのを設けてございます。これはどういたしましても、プラントにおきますと業者の見積もり金額が、どうしても大きな根拠になってしまうというようなことから、自分のところで積算ができるようにというような形で、東京都環境公社という財団法人なんです、そちらをお願いをしまして、うちの職員がみずから工事の積算をしていると。それによりまして、こちらにあります3,499万6,000円、こちらはその第三者機関による成果ではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長(杉山行男) 水野議員。

7番(水野義裕) 今の3,499万6,000円というのは、焼燃対策工事費を差し引いたもので、施設維持整備工事費4,550万6,000円の説明にはなっていないんですよ。要は契約差金が幾らあって、それから当たりのところを、第三者機関云々は理解しました。

議長(杉山行男) 松澤業務課長。

業務課長(松澤昭治) この契約差金と言われていますが、これが全てこの成果になっているのかなど。当然全てがその時点で契約差金になるようなことではございませんで、当組合の職員の積算したもものから、また人工であるとか、その辺の細かいところですね、注意していただきまして、ただいまクレーンの工事にしますと、292万7,000円。脱硝装置、活性炭交換工事等でも220万5,000円。1号炉の維持整備工事につきましては、2,360万円ほどの減額。2号炉におきましては、若干設計変更等もございましたので、360万円ほど増えてございますが、3号炉につきましては、1,090万円ほどの減額。共通関係

におきましても、同じく1,000万円ほどの減額をさせていただいています。

この数字につきましては、第三者機関の効果ではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

議 長(杉山行男) 水野議員。

7 番(水野義裕) 確認ですが、そうすると予算過程のときの積算根拠を見直して、第三者機関の協力でこれだけ減らすことができた、そういうことなんですね。

議 長(杉山行男) 松澤業務課長。

業務課長(松澤昭治) はい、全くそのとおりでございます。

7 番(水野義裕) 結構です。

議 長(杉山行男) 8番門間議員。

8 番(門間淑子) 今の件について、ちょっとさらにお尋ねします。予算をつくるときに、ある程度見積もりをしますよね。そのときにサポートを受けるのではないのですか。つまり平成15年から業者オンリーの予算ではなくて、きちんとこちらから対抗ができるだけの知識と技術を持とうということで、新しい方法を取られたというのはわかってますし、その効果が出てきているのだろうというふうに思うのですが、だとすると、この決算のときに差金がゴーンと出ちゃうというよりも、ある程度の予算のときに、きちんとこう見積もって、それほどこの2,000万というような形での差が出ないような予算をつくれるようにならなければ、その第三者機関の協力・指導を受けた成果にはならないのではないかと、いうふうに思うのですが、ある程度予算をつくって、なおかつその予算をつくったあとから見てもらって差金を生むんだということになると、何のためにそこに入れてもらうのか、ちょっとわからないんですけども、その入ってもらう時期と、どこをどういうふうに見てもらって、15年から積み重ねてきて、予算の策定のときに、その一定の大きな差額を生まないような予算がつくれなければですね、つまりその業者ときちっと話ができるようであれば、その第三者機関を入れてきたという、その形として獲得してきたものとしては見えなくなってしまうのではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

議 長(杉山行男) 島田参事。

参 事(島田善道) ただいまのご質問ですけれども、第三者機関のチェックは積算のチェックだけではなくて、工事の必要性とか、具体的な工事内容、結局、契約する前、設計する前から一応指摘を受けています。

当然今ですと、平成25年度の工事の予定をしています。今もう既に一緒に焼却炉の中に入って、いろいろこれどうしようああしよう、これはいいとかいうような判断をしています。当然そういうふうなところから工事リストが出てきます。概算金額ということで、業者から見積み出てきます。大概今2億円ベースなのですが、3億円を超えるような金額出てきます。当然もう5、6年も積算のそういう指導を受けていますので、職員である程度、もうその予算計上する時点で、業者見積もりを精査して予算計上しております。現実には契約をするのですが、その最終的な積算をやるとき、職員がいろいろな今までの知識を使って積算していくのですが、さらにそれを、もう1回、第三セクターにチェックします。そうしますと、大体5%ぐらい、また下がるという実績がございます。それは何でかということ、毎年工事の実態がいろいろ我々が毎回経験しているような工事内容だったら、同じような積算方法でやっていくのですが、そうでない部分と特殊な部分が出たりするので、そういう要素が必ず出てきます。そういうのをもう1回、第三者機関がチェックを入れていただきます。そうすると大体5%ぐらいで、大体支援効果ということで言えば、1号、2号、3号、それから共通設備、それからクレーンと活性炭と6項目の工事がございますが、全部合わせますと大体4,000万円近い差金が出るということでございます。

議長（杉山行男） 8番門間議員。

8番（門間淑子） そうしますと、これ前からこの一部事務組合の業務の特殊性からいって、非常に専門的な技術が多くて、どちらかという業者と随意契約になりがちで、そこを解体しなくちゃという話をずっとしてきて、職員の皆さんが技術と知識を高めていただいて、予算の段階できちんともうある程度の話ができるようになってきている。しかしながら、そこにさらに第三セクターのチェックを入れると、そこからさらに5%ぐらいが差金として生まれてきて、それが全体として4,000万円ぐらいになってくると。言わばプラスアルファ的なものだというふうに考えて、それが成果、副次的と言うんでしょうか、本来の予算のところもきちんとしているけど、さらにという、そういう、この今の言った、差金の部分は、そういうものだと認識していいということですか。

議長（杉山行男） 島田参事。

参事（島田善道） 御指摘のとおりで、そういう内容でさらに効果が出ているということでございます。随意契約でございますから、随意契約と言っても、私どものチェックをいただいた積算金額があります。そこはもう第三者機関も確認をしていますので、これは正当な金額になります。当然随意契約でいろいろ話し合いで交渉しますが、業者見積もりはそこまで落ちてきませんので、最終的には我々はその積算が正しいということで、そこにその金額と契約をしていくと、いうとその間の5%ぐらいの差が出てくるということで、さらに効果があるということでございます。

議長（杉山行男） 8番門間議員。

8番（門間淑子） 今のご答弁の中で、その随意契約だから一定のところまで下りてきて、それを正しいものだと思って契約するというような発言だったように思うのですが、業者が出してくる金額だけのオンリーでいっては、ちょっとやはり問題なのではないかということで、第三者機関の方で研修を受けて、独自の積算ができるようになったのではなかったのですかね。それで、お互い折衝して予算をやって、なおかつ第三者機関をさらに入れて、この5%が出てくるという、こういうとらえ方じゃないんですか。違いますか。

議長（杉山行男） 島田参事。

参事（島田善道） そのとおりで結構です。最終的に第三者機関も認めていただいて、きちっとした積算根拠ができるということでございます。

議長（杉山行男） 8番門間議員。

8番（門間淑子） 新しい質問を関連であります。ちょっとお尋ねします。ちょっと何問かありますので、お願いします。

まず、6ページ、補正予算の6ページですけれども、この弁償金のところですが、原発なり損害賠償を東京電力に請求したということでした。これはどういうことで東京電力に、項目ですね。何の損害賠償だったのかというのが、まず1点。

それから、雑入のところのガレキ受入れで2,000万円ですかね、入って、ご説明では3,100万トンから量的には少ないのだということで、現時点では量が少ないという話でしたが、石巻の方で新しい焼却炉5基ぐらいがもう稼動していて、実際現地での廃棄物っていうのは、かなり処理が進んでいるという話も一方では聞いております。いつの説明でしたか、今年度いっぱいというような話もありましたけれども、このガレキ受入れに関しての現在の見通しですね、この2,000万円というのが、ある程度の推計だというお話でしたけれども、今現在の状況ということについて、ご説明いただきたいと思います。

3番目ですが、国庫支出金、補助金のところですが、このモニタリングの補助金というのが、恐らく放射線量測定のところかなというふうに思うのですが、全額、補助なのかどうなのか。一部負担

なのかどうかということが1点です。

それから、7ページです。負担金、補助金のところで地域環境対策協議会への補助金、助成金が24年度に限り増額だということなのですが、その理由ですね。24年に限りという単発で緊急性があったのだろうというふうに思いますけれども、その内容についてお願いします。

それから、9ページです。今の工事請負費の方の省エネルギー対策というのがありますけれども、確か電気料金については、電気の基本の計算のところきちっと見直して、電気料金のそのままを下げた、大きく金額が浮いたという記憶があるのですが、省エネルギー対策というのも新たにやったということなのでしょうか。その電気料金の賦課金額そのものの、電気金額そのものを下げて、非常に大きな成果を生んでいたわけですが、それ以外に新たなことをやったということなのかどうか、以上、お尋ねします。

議長（杉山行男） 島田参事。

参事（島田善道） それでは、6ページの方の歳入の関係から御答弁させていただきたいと思います。

まず、放射能の関係の補助金と損害賠償についてなのですが、これらに該当するものとしては、放射能の測定費用と測定器の購入費がまず該当いたします。賠償金の支払いについては、現時点では放射性物質汚染特措法に基づく廃棄物処理モニタリングの補助金と、東京電力からの損害賠償の二種類で、組合としては請求をしているところでございます。

まず、モニタリングの事業の方なのですが、これはそこに126万6,000円、歳入でございますが、平成24年4月から25年3月まで、ことしの分の放射能の測定経費として申請をしております。それが126万6,300円でございます。それから、損害賠償、順不同ですが、一番上の70万9,000円は、昨年、実は放射能のいろいろな測定は23年の7月から12月まで、7月から開始しておりまして、7月から12月までの間は、その測定経費が60万3,000円ほどございます。これについては、特措法がまだ施行されていませんので、法律に基づく補助制度ございません。したがって、それ以外については東京電力に請求するというので、23年7月から12月までの放射能の測定経費と、それからそのときに測定器の購入をいたしました。それを合わせて70万9,000円を請求して入っているところでございます。

それから、現在の処理状況でございますけれども、後ほど全協でちょっとあれですが、70%近く処理が終わっていますので、東京都の情報でいくと来年3月で全て完了すると、こういった情報をいただいているところでございます。

省エネ対策については、業務課長の方から説明させていただきます。

議長（杉山行男） 松澤業務課長。

業務課長（松澤昭治） 電気と省エネ対策工事につきまして、ご説明いたします。

省エネ対策工事につきましては、実は本年4月から東京電力が、電力の値上げをしております。たまたま西多摩衛生組合につきましては、3月31日からの契約ということで、平成25年の3月31日から値上げがされると。1キロワットあたり平均しますと2円90銭の値上げが予定をされてございます。

さらに、当組合は環境確保条例によります事業所に選定をされておりまして、CO<sub>2</sub>の削減をしなければならないというような事業所でございます。それにつきまして、ここで、値上げをされる前に省エネルギー工事をして、さらに環境確保条例によるCO<sub>2</sub>の削減も行っていかなければいけないということで、この工事を行いまして、年間約270万円ぐらいの電気料の削減をいたしたいと。ここでは1,155万円の予算を計上させていただいておりますが、これも約4年で工事費の回収が出来るものでございまして、なおかつ環境確保条例で求められています数値の削減もきちっとやっていかなければいけないので、両方合わせまして、実はここで来年の3月31日に向けまして、省エネルギー工事を行いまして、工

事の内容は、LED電気に変えるのが主な内容でございます、場所で言いますと、管理棟、こちらの下の事務室ですね。また今使っていますこの大会議室、工場棟の方にあります事務室、計量室、それと中央制御室を変えていくと。あとごみピット等の工場内の方なのですが、こちらにつきましては、オートリフター式のものでありますので、LEDの電球がございませんので、高反射型の水銀灯への交換といったことで、それをすべて交換いたしますと、年間270万円の削減をするとともに、さらに、CO<sub>2</sub>の削減もあわせてやっていくという目的による工事でございます。

以上でございます。

議長（杉山行男） 岩田総務課長。

総務課長（岩田守由） 地域環境対策協議会助成金の増額の理由でございますが、こちらにつきましては、災害廃棄物を受け入れるにあたり、周辺住民を対象としました環境省の視察が実施されましたので、その視察に参加する経費の一部として、また、視察後の報告会等の資料作成等の経費として15万円、各協議会に増額をさせていただいたものでございます。24年度に限り女川町の災害廃棄物を受入れをいたしますので、今年度に限りということで、限定をさせていただきました。

以上でございます。

議長（杉山行男） 8番門間議員。

8番（門間淑子） この省エネ対策工事費ですけど、工事は3月31日以降ですか。いつから始まる、いつからいつごろまででしたか。もうちょっと確認させてください。

議長（杉山行男） 松澤業務課長。

業務課長（松澤昭治） 工事につきましては、3月31日からの値上げになりますので、年度内の工事の完了を予定に行っているところでございます。

議長（杉山行男） 8番門間議員。

8番（門間淑子） 今やっている。

議長（杉山行男） 松澤業務課長。

業務課長（松澤昭治） きょう補正予算の議決をいただきました後に契約をすぐにしまして、直ちに工事をいたしたいということでございます。

以上でございます。

議長（杉山行男） よろしいですか。ほかに。

3時5分まで休憩をいたします。

午後2時55分 休憩

午後3時5分 再開

議長（杉山行男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き質疑を続けますが、どなたかご意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（杉山行男） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

ただいま一括議題といたしました議案のうち議案第5号、平成24年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）の件についてお諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（杉山行男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第6号、平成24年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件をお



諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(杉山行男) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして平成 24 年第 2 回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

午後 3 時 6 分 閉会